

いただいたご意見の要旨について

	項目	意見の要旨
1	全体	「こどもの権利」を謳っている条例であることをストレートに表現するために条例名を「江東区こども権利条例」とした方がよい。
2		こどもにも理解しやすい文章と構成であるので、条文全てにルビを振った方がよい。
3		漢字にルビを振ったり、「です・ます」調にしたり、使われる言葉もこども自身が読みやすく、理解しやすい文言や文章にしてほしい。
4	言葉の意味	育ち学ぶ施設の一つとして「公園」を入れた方がよい。
5	安心して 生きる権利	子どもの健康に生存する権利を保障するため、区内全域で路上や広場等公共スペースでの喫煙行為を刑事罰付で禁止してほしい。
6		体罰、いじめ、虐待などについて条例で禁止し、条例に罰則を設けた方がよい。
7		性的少数者のこどもの人権尊重を明記してほしい。
8	自分らしく 育つ権利	「様々な文化、芸術、スポーツなどに触れて豊かな経験ができること」の中に「自然」という文言を加えた方がよい。
9	自分の意見 などを明ら かにし、参 加する権利	こども会議、こども議会等を常設し、こどもの意見を聞く機会の確保と意見反映を行うべき。
10	区の責務	日本国憲法、子どもの権利条約の理念を区内全域に浸透させ、区の職員の教育も行ってほしい。
11		こども達にこどもの権利について広く周知してほしい。
12	こどもの 権利が守られ ていない状態 からの回復	こどもの権利を擁護し、必要時には勧告や提言、権利救済、人権救済を行うことのできる「子どもの人権オンブズパーソン」のような第三者機関を設置するべき。
13		こどもの権利擁護機関を第三者機関として設置してほしい。
14		こどもの権利が守られていない状態の例として、「差別や虐待、いじめなど」としている所を【差別や虐待、いじめ、保育・学校事故など】に変えてほしい。
15		保育事故、学校事故という文言を入れて欲しい。第三者委員会を立ち上げて結果を区報やWebで周知するということまで明記してほしい。

16		こども、保護者、若者に対しての支援が明記されていない。この条例を策定するにあたり有識者の意見は聞いたのか疑問であり、地域子ども・子育て支援事業の16事業に力をいれてほしい。
17		就学等により、障害児に対する必要な支援が途切れてしまうことがあるので、必要な医療や行政サービスが受けられているとは思えない。就学後の障害児も発達センターで訓練等を受けられるようにしてほしい。
18		支援学級は学校選択の制度から除外されており、障害のあるなしで差別されないとは言えないのではないかと。
19		保護者が安心して学べる環境を整えようと模索しても障害児は自由に選べない事があるというのが今の江東区の実情であり、このような条例を施行するのであれば、障害児の環境についても考え直してほしい。
20		発達障害のこどもの支援体制を確立し、発達障害児の人権保障を万全にしてほしい。
21	その他	習い事以外で文化、芸術、スポーツに触れるのは難しい。特に水泳は学校の指導だけでは泳げるようにはならないので、外注にするか、スイミングスクールに通う補助金を出してほしい。
22		学校教育では、画一的な指導が残っており、個人のレベルに合わせた宿題を課す等、個人が尊重された柔軟な対応をしていくべきだ。
23		区内の学校の校則の改廃や制服の着用について、こどもの自己決定権を認めることを記載してほしい。
24		公共の場でこども達が多少迷惑をかけても、暴言やベビーカーを蹴るなどの行為を禁止してほしい。こどもが、周りの大人から寛容な目で見守ってもらえるような条例になってほしい。
25		精神保健福祉における医療保護入院を個人の意思を尊重せず、明確な理由なく行うのを禁止してほしい。
26		区立小学校全ての教室に監視カメラを設置してほしい。